

諮詢第138号

答申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年1月12日付け2避第666号で行った公文書一部開示決定は、結論において妥当である。

なお、以上の判断において、不開示とする根拠規定は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号、第5号及び第6号が適当である。

第2 審査請求に係る経過

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、口頭弁論で原告退席のもと県と質疑が行われた部分を開示するとの裁決を求めるというものである。

また、予備的主張として、対象公文書の不開示部分である裁判官及び司法委員の発言部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述の内容を総合すると、次のとおりである。

(1) ○○○○○○○における口頭弁論の内容の開示について

本件訴訟は、最高裁での上告不受理決定により、既に県に賠償義務がない旨の判決が確定しており、復命書は過去の訴訟記録でしかない。よって、同訴訟では県が当事者としての地位を害する法的保護に値する実質的具体的蓋然性はない。

本件訴訟で争点となった自主避難者との契約は、既に終了しており、今後、同種の訴訟が提起されても、県が当事者としての地位を不当に害する実質的具体的蓋然性はない。

令和3年4月時点での借上げ住宅賃貸借契約において、原状回復費用について貸主は借主である県に請求できること及び県に賠償義務がない旨明記されており、当初の契約をした時点と契約書条文が異なっていることから、今後、県が貸主から提訴されることはあっても、同種の訴訟とはなり得ない。

(2) 裁判官及び司法委員の発言について

当該発言は、県の見解や訴訟方針を示すものではなく、訴訟当事者の地位を不当に害するおそれがあるとは認められないから、条例第7条第6号には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、「復命書」（平成31年1月24日、同3月7日、同4月18日及び令和元年5月23日）であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

対象公文書に記載されている事件番号、個人の氏名、住所及び健康状態に関する情報は、個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるため、条例第7条第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書に記載されている報告内容のうち、口頭弁論で原告退席のもと裁判官と県とで質疑が行われた部分及び県の訴訟運営に対する考え方に関する部分は、福島県が被告となった訴訟に関する情報である。

口頭弁論で、原告退席のもと、裁判官と県とで質疑が行われた部分は、裁判官が原告に対し退席を指示し、裁判官と県のみで行われた質疑の内容である。

また、県の訴訟運営に対する考え方に関する部分は、訴訟運営に関する県と委託弁護人との打合せ内容及び県内部での方針決定に関する情報である。

よって、いずれも公にすることで、別に行われる今後の同種の訴訟にも影響を与える可能性が相当程度認められ、当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、

条例第7条第6号に該当することから、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は、第4の1のとおり対象公文書を特定しており、このことについて審査請求人と実施機関との間に争いはないため、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」としている。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号及び同条第6号に該当することを理由に、第2の2(1)及び(2)に記載の情報について不開示としているが、審査請求人は、それらのうち、(2)の開示を求めていることから、以下、当該情報の不開示情報該当性を検討することとする。

なお、当審査会は諮問のあった案件について、実施機関に答申する上で、条例が適切に運用・解釈されているかを検討する必要があることから、実施機関が主張する根拠規定の該当性と併せて他の不開示とする根拠規定の該当性の有無についても検討することとした。

3 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較衡量し、前者が後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

対象公文書に記載されている情報は、県が当事者となっている訴訟に関する裁判所での審理内容及び県と訴訟代理人弁護士との打合せ内容であり、当該情報が条例第7条第6号イの「争訟に係る事務」に関するものであることは明らかであること

から、以下同号の該当性について検討する。

対象公文書に記載されている報告内容のうち、原告退席のもと、裁判官と県とで質疑が行われた部分については、訴訟進行上、裁判官の判断により、原告と被告を別々に呼び出して質疑を行った際の情報であり、運営上、その内容が公開されることは通常予定されておらず、原告もその内容を通常では知り得ないものと解するのが相当である。

当該部分には、訴訟に係る県側の主張内容が含まれており、これを公にすることにより、県側の主張内容が一方的に明らかになり、別に行われる今後の同種の訴訟にも影響を与える可能性が相当程度認められることから、実施機関の言う、「訴訟の当事者としての地位を不当に害するおそれ」には、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる。

この点、審査請求人は、本件訴訟は既に判決が確定しており、復命書は過去の訴訟記録でしかなく、同訴訟において県が当事者としての地位を害する法的保護に値する実質的具体的蓋然性はなく、また訴訟対象としている住宅借上げの契約書について、現在は変更されており今後同種の訴訟はありえないと主張する。

しかし、実施機関は、借上げ住宅の供与は現在も続いていることにより、今後同種の訴訟に影響を与える可能性が相当程度認められると主張している。

確かに、訴訟の類型が完全に同一ではなくとも県が当事者となる同種の訴訟であれば、県の訴訟運営に対する考え方は類似することが多いと考えられることから、これを公にすることにより、今後の同種の訴訟にも影響を与える可能性が相当程度認められるものであり、当該情報を不開示とした実施機関の判断は是認できる。

4 条例第7条第5号について

(1) 条例第7条第5号の趣旨及び規定について

条例第7条第5号は、県の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、行政における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにする趣旨の規定である。

行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされており、公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示とするものであると解される。

なお、本号中の「不当に」とは、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公にすることの公益性を考慮してもなお、その支障が看過しえない程度のものである場合をいうと解される。

(2) 条例第7条第5号の該当性について

対象公文書に記載されている情報は、既に結審した訴訟に関する情報であり、実施機関においても条例第7条第5号を不開示の根拠規定として適用していない。

しかしながら、対象公文書に記載されている報告内容のうち、原告退席のもと、

裁判官と県とで質疑が行われた部分については、訴訟進行上、裁判官の判断により、原告と被告を別々に呼び出して質疑を行った際の情報であり、運営上、その内容が公開されることは通常予定されない中で、裁判官と県が率直な意見交換を行ったものである。

このように、裁判所と県が行う審議、検討に係る情報について、これらがいずれ公開されることとなった場合は、裁判官と県との自由かつ率直な意見の交換が妨げられるなど、将来起こりえる同種の訴訟にも影響を与える可能性が相当程度認められることから、本号に該当する。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右しない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件処分をする際に実施機関が掲げた根拠規定は、条例第7条第2号及び第6号であるが、当審査会における協議の結果、条例第7条第5号について当該規定の趣旨を踏まえ、これを根拠規定として追加するものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 2月 10日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和 3年 2月 26日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和 3年 3月 17日 (第299回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和 3年 4月 21日 (第300回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和 3年 5月 18日 (第301回審査会)	・審査請求人から意見を聴取 ・審議
令和 3年 6月 15日 (第302回審査会)	・審議
令和 3年 8月 3日 (第303回審査会)	・審議
令和 3年 9月 8日 (第304回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（令和3年6月22日まで）

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿（令和3年6月23日から）

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者